
契約締結前交付書面集

(個人のお客さま用)

[2018年7月改訂版]

< 目次 >

【掲載している書面の種類】

①金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明	P.1
②上場有価証券等書面	P.2
③個人向け国債の契約締結前交付書面	P.8
④円貨建て債券(店頭取引)の契約締結前交付書面	P.10
⑤外貨建て債券(店頭取引)の契約締結前交付書面	P.14
⑥新規公開株式の契約締結前交付書面	P.21
⑦新規上場の転換社債型新株予約権付社債の契約締結前交付書面	P.23
⑧新規上場の不動産投資信託証券(REIT)の契約締結前交付書面	P.25
【当社の概要】	P.27
【金融ADR制度のご案内】	P.27
【無登録格付に関する説明書】	P.28

掲載した各書面は、各種の金融商品及びお取引に関するリスクや留意点を記載しており、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。

本書面集を大切に保管いただき、該当のお取引をする際にはあらかじめよくお読みください。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問合せいただきますようお願い申し上げます。

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面をあらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・ 金銭及び有価証券の預託に係る国内保護預り口座管理料、外国証券取引口座管理料、株式累積投資口座管理料はいずれも無料です。
- ・ 預託している有価証券のお預りを出庫(他社移管を含みます。)する場合、原則として1銘柄あたり1,080円(税抜1,000円)の手続料をいただきます。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです。)は、この契約は解約されます。

- ・ お客さまから解約のお申出があった場合
- ・ この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- ・ お客さまが当社の証券取引約款の変更に同意されない場合

以 上

上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券(以下「上場有価証券等」といいます。)の売買等(※1)を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

手数料等諸費用について

- ・ 上場有価証券等の売買等に当たっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別表1「お取引に係る主な手数料」に記載の売買手数料をいただきます。
- ・ 上場有価証券等を募集等により、又は当社との相対取引等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。お取引の形態によっては、別表1「お取引に係る主な手数料」に記載の売買手数料をいただく場合があります。
- ・ 外国証券の外国取引に当たっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します(※2)。
- ・ 外国証券の売買、利払、償還等に当たり円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向を踏まえて当社が決定した適用為替(別表2)によるものとします。
- ・ 他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件又は権利が付されている上場有価証券等は、転換時に手数料が発生する場合があります。

上場有価証券等のお取引に当たってのリスクについて

- ・ 上場有価証券等の売買等に当たっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等(以下「裏付け資産」(※3))といえます。)の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 新興市場銘柄(※4)については、既存市場とは異なる上場審査基準・上場廃止基準が設けられており、一般の上場会社と比較して設立後間もない会社が多いため、事業内容に新規性があるものの、未だ収益基盤が確立されていないことなどにより、財務体質が脆弱な会社があります(信用リスク)。また小規模な会社であることが多いため、株式の流動性が小さく価格が一方に大きく変動することがあります。また、換金性が低くなることもあります(流動性リスク)。

- ・ 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。
- ・ 国内金融商品取引所に上場されておらず、また国内において募集・売出し等の届出が行われていない外国証券については、我が国の金融商品取引法に基づいた企業内容の開示は行われておりませんのでご注意ください。
- ・ 外国預託証券(DR)のお取引については、上場有価証券等のお取引に係る一般的なリスクの他に、以下のような特有のリスクと注意事項があります。
 - ① 外国預託証券は外国の株式を裏付けとして預託機関が発行した証券であり、外国預託証券の保有者は、原株式の株主と同一の権利義務を有しているわけではありません。特に、発行国の違いや預託契約の違いにより配当税制等その他の権利において、原株式と異なる場合があります。また、銘柄毎に預託契約の内容が異なるため、外国預託証券の間でも違いが生じることがあります。
 - ② 外国預託証券は、1 DR当たりの権利の内容が、原株式 1 株に対応しているとは限りません。銘柄により対応する株数が異なります。
 - ③ 外国預託証券と原株式の交換は、お取扱いできない場合があります。
 - ④ 外国預託証券の原株式が上場していない場合や原株式の状況に関わらず外国預託証券のみが上場廃止になることがあります。また、預託契約が解除され同預託契約に基づき現金交付となる場合があります。
 - ⑤ 外国預託証券の原株式が自国市場において株式分割を行っても、当該証券が原株式と同様に株式分割を行うとは限りません。また原株式と当該証券が株式分割を行っても、その株式分割の権利落日が原株式と当該証券において必ずしも一致しない場合があります。

- ※ 1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラント等、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。なお、本書面上の各有価証券等には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。
- ※ 2 外国取引に係る現地委託手数料及び現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- ※ 3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。
- ※ 4 新興市場とは一般的に、今後の成長・拡大が期待される事業や新たな技術・発想に基づく事業を行う高い成長性を秘めた企業に直接金融による早期の資金調達途の確保し、企業の一層の飛躍を促す市場として各金融商品取引所が開設している市場のことを指します。(2018年5月31日現在、東京証券取引所「マザーズ」、JASDAQ、名古屋証券取引所「セントレックス」、福岡証券取引所「Q-Board」及び札幌証券取引所「アンビシャス」市場を指します。《市場新設、再編等であらたに新興市場と指定する場合があります。》)

○ その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ(<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>)でご確

認いただけます。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 上場有価証券等の売出し

【別表 1】

お取引に係る主な手数料

1. 国内株式等売買委託手数料

- 国内株式等売買委託手数料は、国内上場の株式(上場投資信託(ETF、REIT等)、指標連動証券(ETN)、日本型預託証券(JDR)、出資証券を含みます。)・新株予約権付社債(CB、WB)・新株予約権証券(WR)に適用されます。
- 国内株式等売買委託手数料は、お取引コースと、お取引チャネルに応じ、料率が異なります。

お取引チャネル		お取引コース		
		コンサルティング取引コース*	ダイレクト取引コース*	MUFGテラス・コース*
営業店取引		営業店基本手数料	営業店基本手数料	営業店基本手数料の20%割引 ^{※1}
インターネットトレード	オンライン手数料	営業店基本手数料の50%割引 ^{※2}	営業店基本手数料の70%割引 ^{※2}	営業店基本手数料の60%割引 ^{※2}
スマートフォンサービス				
携帯電話サービス				
ボイストレード				
コールセンター	コールセンター手数料	営業店基本手数料の20%割引 ^{※3}	営業店基本手数料の40%割引 ^{※3}	営業店基本手数料の20%割引 ^{※3}

※コンサルティング取引コースとダイレクト取引コース、MUFGテラス・コースについて

コンサルティング取引コース	営業店取引、オンライントレード(インターネットトレード、スマートフォンサービス、携帯電話サービス)及びテレフォントレード(ボイストレード、コールセンター)の3つのチャネルをご利用できるお取引コースのことです。 「担当者からの投資情報や資産運用のアドバイスを受けながら、じっくりと取引したい」方にお勧めです。
ダイレクト取引コース	オンライントレード(インターネットトレード、スマートフォンサービス、携帯電話サービス)、テレフォントレード(ボイストレード、コールセンター)及び専用ダイヤルをご利用できますが、営業店取引は原則ご利用できないお取引コースのことです。「投資情報を自分で収集し、手数料を抑えながら、スピーディーに取引したい」方にお勧めです。
MUFGテラス・コース(2018年秋以降開始)	「マーケットAI」(AIを活用したチャットサービス)による株価照会や市況に関する情報収集、チャットおよびメール等での投資相談、オンライントレード(インターネットトレード、スマートフォンサービス、携帯電話サービス)、テレフォントレード(ボイストレード、コールセンター)をご利用できます。 「自分の都合が良い時間帯に気軽に投資相談や取引をしたい」方にお勧めです。

(注) インターネットトレード、スマートフォンサービス、携帯電話サービス、ボイストレード及びコールセンターは、個人のお客さまを対象としております。

- ※1 最低2,700円(税抜2,500円)。ただし、約定金額が2,750円以下の場合は、約定金額の97.2%(税抜90%)とします。
- ※2 最低1,620円(税抜1,500円)。ただし、約定金額が2,500円以下の場合は、約定金額の64.8%(税抜60%)とします。
- ※3 最低2,160円(税抜2,000円)。ただし、約定金額が2,500円以下の場合は、約定金額の86.4%(税抜80%)とします。

【営業店基本手数料】

この手数料率表は営業店でお取引をされた場合の手数料の上限です。

約定金額	手数料上限(%は約定金額に対する割合)
2,750円以下	97.2%(税抜90%)
2,750円超 19万3千円以下	2,700円(税抜2,500円)
19万3千円超 50万円以下	1.404%(税抜1.30%)
50万円超 100万円以下	0.9936%+ 2,052円(税抜0.92%+ 1,900円)
100万円超 500万円以下	0.8532%+ 3,456円(税抜0.79%+ 3,200円)
500万円超 1,000万円以下	0.6804%+ 12,096円(税抜0.63%+ 11,200円)
1,000万円超 3,000万円以下	0.5616%+ 23,976円(税抜0.52%+ 22,200円)
3,000万円超 5,000万円以下	0.2160%+ 127,656円(税抜0.20%+ 118,200円)
5,000万円超	0.0540%+ 208,656円(税抜0.05%+ 193,200円)

お支払いいただく手数料金額は、手数料(税抜)を基に計算されます。手数料(税込)による計算結果とは、端数処理の関係により異なる場合があります。

2. 外国株式売買委託手数料

外国株式売買委託手数料は現地委託手数料と国内取次手数料の両方がかかります。

○ 現地委託手数料

外国取引に係る現地委託手数料は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。詳細はお取引のある部店までお問い合わせください。

○ 国内取次手数料

約定金額*	手数料上限(%は約定金額に対する割合)
100万円以下	1.080%(税抜1.00%)
100万円超 300万円以下	0.972%+ 1,080円(税抜0.90%+ 1,000円)
300万円超 500万円以下	0.864%+ 4,320円(税抜0.80%+ 4,000円)
500万円超 1,000万円以下	0.756%+ 9,720円(税抜0.70%+ 9,000円)
1,000万円超 3,000万円以下	0.648%+ 20,520円(税抜0.60%+ 19,000円)
3,000万円超 5,000万円以下	0.540%+ 52,920円(税抜0.50%+ 49,000円)
5,000万円超 1億円以下	0.432%+ 106,920円(税抜0.40%+ 99,000円)
1億円超	0.324%+ 214,920円(税抜0.30%+ 199,000円)

お支払いいただく手数料金額は、手数料(税抜)を基に計算されます。手数料(税込)による計算結果とは、端数処理の関係により異なる場合があります。

- ※ 約定金額は、株式の単価と数量を掛けた金額に対し、買いの場合は外国金融商品市場における手数料・税金等を加算、売りの場合はこれらの手数料・税金等を減算して計算します。

【別表2】

適用為替

外国証券の売買、利払、償還等にあたり円貨と外貨を交換する際の適用為替となります。
この適用為替表は営業店でお取引をされた場合の適用為替スプレッドの上限です。

通貨	基本為替スプレッド	大口為替スプレッド
米ドル ユーロ スイスフラン	10万外貨未満	10万外貨以上30万外貨未満
	基準為替レート±50銭	基準為替レート±25銭
豪ドル カナダドル 英ポンド	15万外貨未満	15万外貨以上50万外貨未満
	基準為替レート±100銭	基準為替レート±50銭
香港ドル	70万外貨未満	70万外貨以上700万外貨未満
	基準為替レート±15銭	基準為替レート±5銭
シンガポールドル	15万外貨未満	15万外貨以上150万外貨未満
	基準為替レート±80銭	基準為替レート±40銭

(注)

- ・ 上記の適用は、原則として個別約定ごとの約定金額(数量×単価)により判定します。
- ・ 外貨で支払われた利金、償還金、分配金、配当金等を円貨にする場合のスプレッドは、原則として本表に基づき、取引金額(現地税引き後の外貨受渡金額)によって判定します。
- ・ 本表に記載する金額を超える場合、または本表に記載のない通貨の取扱いは、別途営業店までお問い合わせください。
- ・ 複数約定を合算した数量が、大口為替スプレッドの適用金額となる場合は、一括して円に振替えることで、大口為替スプレッドの適用を受けることができます。ただし為替レートは変動するため、振替のタイミングにより必ずしも有利になるとは限りません。
- ・ 預り口座内で外貨を他の外貨に振替える場合、外貨から円貨および円貨から他の外貨への振替にかかる為替スプレッドの合計から50%減免します。
- ・ 為替レートは当社が円貨決済の処理を行う日の為替レートが適用されます。上場有価証券等の売却代金を直接円貨で受領する場合は、約定日の為替レートが適用されます(下表A)が、一旦外貨で受領した後に円貨決済を行う場合は、原則として円貨決済を申し込まれた日の為替レートが適用されます(下表B)。

<レート適用の例示(約定日+3が受渡日の商品を売却する場合)>

	約定日	約定日+1	約定日+2	受渡日以降
A	為替適用	—	—	—
B	—	—	為替適用可	為替適用可

A = 直接円貨決済を行う場合 B = 一旦外貨で受領した後に円貨決済を行う場合

- ・ 当該外貨を購入する場合は基準為替レートにスプレッドを+(プラス)し、売却する場合は基準為替レートにスプレッドを-(マイナス)いたします。ただし、上記スプレッドはそれぞれ、最大値を表示しております。
- ・ 基準為替レートは、外国為替市場の動向により変化するため、また、取引内容により異なるため表示できません。
- ・ 基本為替スプレッドや大口為替スプレッドの適用金額は、将来、変更される可能性があります。

以上

個人向け国債の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、個人向け国債のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 個人向け国債のお取引は、主に募集等の方法により行います。
- 個人向け国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い債券ですが、日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じ、元本欠損が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料等諸費用について

- ・ 個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・ 個人向け国債を中途換金する際、原則として※以下の算式により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれます。
 - 変動 10年：直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685
 - 固定 5年：2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685
 - 固定 3年：2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685

個人向け国債のリスクについて

- ・ 個人向け国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い債券ですが、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じ、元本欠損が生じるリスクがあります。

個人向け国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 個人向け国債のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

※発行から一定期間の間に中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。詳しくは、お取引のある部店にお問い合わせください。

個人向け国債に係る金融商品取引契約の概要

当社における個人向け国債のお取引については、以下によります。

- ・ 個人向け国債の募集の取扱い
- ・ 個人向け国債の中途換金のための手続き

個人向け国債に関する租税の概要

<お客さまに対する課税は、以下によります。>

- ・ 個人向け国債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- ・ 個人向け国債の利子及び個人向け国債を中途換金した際に発生した中途換金調整額は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 個人向け国債は、発行から1年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、又は大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行から1年以内であっても中途換金が可能です。
- ・ 個人向け国債は、原則として、個人のみ保有可能であり、個人以外への譲渡は認められておりません。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において個人向け国債のお取引や保護預りが行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引に当たっては、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただけます。
- ・ ご注文に当たっては、売買の種類、銘柄、売り買いの別、数量、価格等注文の執行に必要な事項を明示していただけます。これらの事項を明示していただけなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

以 上

円貨建て債券(店頭取引)の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、円貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本書面という円貨建て債券は、円貨建てで発行され、利金・償還金が円貨で支払われる債券で、下記の債券をいいます。
 - ①一切の特別な仕組を含まない基本的な確定利付債及び割引債(割引債には短期社債を含みます。)
 - ②償還形態が満期一括でない債券
 - ③変動利付債
 - ④劣後債
- 上記債券のそれぞれの留意点については、下記の枠内に記載されておりますので、お取引を行っていただく前にあらかじめよくお読みいただきご確認ください。
- なお、個人向け国債のお取引にあたっては「個人向け国債の契約締結前交付書面」をご覧ください。また、転換社債を除く上場債券の店頭取引に当たっては、上場有価証券等書面ではなく、本書面に書かれた事項をよくお読みください。
- 円貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 円貨建て債券は、金利水準の変化や発行者の信用状況に対応して債券価格が下落し、又は、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じることにより、元本欠損が生じるおそれがありますのでご注意ください。
- 円貨建て債券を償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となり、売却損が生じる場合がありますのでご注意ください。

1. 手数料等諸費用及び本書面の対象となる金融商品のリスク

(1) 手数料等諸費用について

円貨建て債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

(2) 金融商品市場における相場その他の指標に係る変動等により損失が生じるおそれがあります

円貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。

(3) 債券の発行者又は元利金の支払いの保証者の業務又は財産の状況の変化等によって損失が生じるおそれがあります

- ①円貨建て債券の発行者や、円貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用

状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

- ② 国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い債券ですが、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じることにより、元本欠損が生じるリスクがあります。
- ③ 円貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度はより高いと言えます。

(4) 円貨建てで発行される償還形態が満期一括でない債券と留意点

- ① 円貨建てで発行される償還形態が満期一括でない債券は、定時償還条項、抽選償還条項、期限前償還条項、あるいは税制上の変更等を理由とする早期償還条項の付いた債券です。
- ② 定時償還条項の付いた債券は、あらかじめ定められたスケジュールと金額に従い、発行額の一部が順を追って償還されていく債券です。
- ③ 抽選償還条項の付いた債券は、あらかじめ定められたスケジュールと金額に従い、発行額の一部が抽選により償還されていく債券です。
- ④ 期限前償還条項の付いた債券は発行体が期限前に償還する権利を有した債券です。
- ⑤ 税制上の変更等を理由とする早期償還条項の付いた債券は、税制上の変更が発生した際に発行体が期限前に償還する権利を有した債券です。
- ⑥ 定時償還条項、抽選償還条項、期限前償還条項、あるいは税制上の変更等を理由とする早期償還条項により期限前に償還された元本を再投資する場合、再投資による運用利回りは、購入時の投資期待利回りより低下する可能性があります。

(5) 円貨建て変動利付債と留意点

- ① 円貨建て変動利付債は、将来受け取る利息が市場金利の上昇(低下)に連動して増減する債券です。円貨建て変動利付債は期限前償還条項等の付いた、償還形態が満期一括でない債券である場合があります。
- ② 将来受け取る利息が市場金利に連動するため、額面以上の価格で購入したときには、売却時又は償還時に損失が生じる場合があります。また、期限前償還条項等付であり期限前に償還される場合、再投資による運用利回りは、購入時の投資期待利回りより低下する可能性があります。

(6) 円貨建て劣後債と留意点

- ① 円貨建て劣後債は劣後特約の付いた債券で、本書面では満期のある劣後債になります。また変動利付債あるいは期限前償還条項等の付いた償還形態が満期一括でない債券である場合があります。さらに変動利付債かつ期限前償還条項等付の場合もあります。

- ②円貨建て劣後債が変動利付債の場合は、将来受け取る利息が市場金利に連動するため、額面以上の価格で購入したときは、売却時又は償還時に損失が生じる場合があります。また、期限前償還条項等付であり期限前に償還される場合、再投資による運用利回りは、購入時の投資期待利回りより低下する可能性があります。
- ③劣後債は、その発行者や元利金の支払いを保証している者に一定の劣後事由（破産手続、会社更生手続又は民事再生手続開始の決定があり、若しくは日本法によらない破産手続、会社更生手続又はこれに準ずる手続が外国において行われる場合）が発生した際には、その元利金支払いは劣後債権以外の上位債権に係る債務の履行よりも後順位に置かれ、それらが全額弁済されるまで元利金の支払いは行われません。

(7)その他の留意点

円貨建て債券には、法令等の改正、災害・戦争等の発生等により、当該債券の継続が困難になった場合や、発行者等が当該債券をヘッジする目的で保有するポジションが、合理的な努力を尽くしても維持することが困難（ヘッジコストの増加を含む）になった場合に、発行者の裁量または計算代理人の判断により、計算代理人の算定する時価によって期限前償還されるものがあります。

2. 企業内容の開示について

国内において募集・売出し等の届出が行われていない円貨建て債券については、我が国の金融商品取引法に基づいた企業内容の開示は行われておりませんのでご注意ください。

3. 円貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

円貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

円貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における円貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・ 円貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 円貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

円貨建て債券に関する租税の概要

<個人のお客さまに対する円貨建て債券（一部を除く）の課税は、原則として以下によります。>

- ・ 円貨建て債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 円貨建て債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 円貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

<法人のお客さまに対する円貨建て債券の課税は、原則として以下によります。>

- ・ 円貨建て債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客さまが一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 国外で発行される円貨建て債券(一部を除く。)の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。
詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 振替債(我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。ただし、短期社債を除きます。)である円貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。なお、国外で発行される円貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。
- ・ 短期社債は、証券保管振替機構及びその口座管理機関に短期社債の振替口座を開設した法人にのみ譲渡ができます。個人への譲渡はできません。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において円貨建て債券のお取引や保護預りが行われる場合は、以下によります。

- ・ 国内で発行される円貨建て債券のお取引に当たっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。国外で発行される円貨建て債券のお取引に当たっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ 短期社債のお取引に当たっては、当社を経由して証券保管振替機構の加入者となる場合は、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいている場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただけます。
- ・ ご注文に当たっては、売買の種類、銘柄、売り買いの別、数量、価格等注文の執行に必要な事項を明示していただけます。これらの事項を明示していただけなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

その他留意事項

日本証券業協会のホームページ(<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>)に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

以 上

外貨建て債券(店頭取引)の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本書面という外貨建て債券は、外貨建てで発行され、利金・償還金が外貨で支払われる債券、または売買、利払、償還等が円貨で決済される外貨建て債券(以下、「円貨決済型外貨建て債券」といいます。)で、下記の債券をいいます。
 - ①一切の特別な仕組みを含まない基本的な確定利付債及び割引債
 - ②償還形態が満期一括でない債券
 - ③変動利付債
 - ④劣後債
 - ⑤みなし外国税額控除対象の債券上記債券のそれぞれの留意点については、下記の枠内に記載されておりますので、お取引を行っていただく前にあらかじめよくお読みいただきご確認ください。
また、転換社債を除く国内外の外貨建て上場債券の店頭取引に当たっては、上場有価証券等書面ではなく、本書面に書かれた事項をよくお読みください。
- 外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 外貨建て債券は、金利水準の変化や発行者の信用状況に対応して債券価格が下落し、又は、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じることにより、元本欠損が生じるおそれがありますのでご注意ください。
- 外貨建て債券は、為替相場(円貨と外貨の交換比率)の変動に伴い円貨換算の価値が変化することにより、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。
- 外貨建て債券を償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となり、売却損が生じる場合がありますのでご注意ください。
- 円貨決済型外貨建て債券の売買、利払、償還等にあたり、決済は全て円貨で行います。償還金等を外貨で受け取ることはできませんのでご注意ください。

1. 手数料等諸費用及び本書面の対象となる金融商品のリスク

(1) 手数料等諸費用について

- ①外貨建て債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ②外貨建て債券の売買、利払、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向を踏まえて当社が決定した適用為替(別表)によるものとします。
※円貨決済型外貨建て債券の場合、利金および償還金については、発行者が円に交換して円で支払います。

(2) 金融商品市場における相場その他の指標に係る変動等により損失が生じるおそれがあります

- ①外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市

場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。

- ②金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- ③外貨建て債券は、為替相場が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- ④通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

(3) 債券の発行者又は元利金の支払いの保証者の業務又は財産の状況の変化等によって損失が生じるおそれがあります

- ①外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。
なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。
- ②外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度はより高いといえます。

(4) 外貨建てで発行される償還形態が満期一括でない債券と留意点

- ①外貨建てで発行される償還形態が満期一括でない債券は、定時償還条項、抽選償還条項、期限前償還条項、あるいは税制上の変更等を理由とする早期償還条項の付いた債券です。
- ②定時償還条項の付いた債券は、あらかじめ定められたスケジュールと金額に従い、発行額の一部が順を追って償還されていく債券です。
- ③抽選償還条項の付いた債券は、あらかじめ定められたスケジュールと金額に従い、発行額の一部が抽選により償還されていく債券です。
- ④期限前償還条項の付いた債券は発行体が期限前に償還する権利を有した債券です。
- ⑤税制上の変更等を理由とする早期償還条項の付いた債券は、税制上の変更が発生した際に発行体が期限前に償還する権利を有した債券です。
- ⑥定時償還条項、抽選償還条項、期限前償還条項、あるいは税制上の変更等を理由とする早期償還条項により期限前に償還された元本を再投資する場合、再投資による運用利回りは、購入時の投資期待利回りより低下する可能性があります。

(5) 外貨建て変動利付債と留意点

- ① 外貨建て変動利付債は、将来受け取る利息が市場金利の上昇(低下)に連動して増減する債券です。外貨建て変動利付債は期限前償還条項等の付いた、償還形態が満期一括でない債券である場合があります。
- ② 将来受け取る利息が市場金利に連動するため、額面以上の価格で購入したときには、売却時又は償還時に損失が生じる場合があります。また、期限前償還条項等付であり期限前に償還される場合、再投資による運用利回りは、購入時の投資期待利回りより低下する可能性があります。

(6) 外貨建て劣後債と留意点

- ① 外貨建て劣後債は劣後特約の付いた債券で、本書面では満期のある劣後債になります。また変動利付債あるいは期限前償還条項等の付いた償還形態が満期一括でない債券である場合があります。さらに変動利付債かつ期限前償還条項等付の場合もあります。
- ② 外貨建て劣後債が変動利付債の場合は、将来受け取る利息が市場金利に連動するため、額面以上の価格で購入したときは、売却時又は償還時に損失が生じる場合があります。また、期限前償還条項等付であり期限前に償還される場合、再投資による運用利回りは、購入時の投資期待利回りより低下する可能性があります。
- ③ 劣後債は、その発行者や元利金の支払いを保証している者に一定の劣後事由(破産手続、会社更生手続又は民事再生手続開始の決定があり、若しくは日本法によらない破産手続、会社更生手続又はこれに準ずる手続が外国において行われる場合)が発生した際には、その元利金支払いは劣後債権以外の上位債権に係る債務の履行よりも後順位に置かれ、それらが全額弁済されるまで元利金の支払いは行われません。

(7) みなし外国税額控除対象の外貨建て債券と留意点

- ① みなし外国税額控除対象の外貨建て債券は、租税条約によりみなし外国税額控除が認められている債券です。
- ② みなし外国税額控除の外貨建て債券には、期限前償還条項のついた満期一括でない債券である場合があります。また、将来発行者と保有者の同意により条件変更が可能である場合があります。さらに期限前償還条項債かつ条件変更可能債の場合があります。
- ③ 期限前償還条項により期限前に償還された元本を再投資する場合、再投資による運用利回りは、購入時の投資期待利回りより低下する可能性があります。
- ④ 条件が変更された場合、購入時の投資期待利回りより低下する可能性があります。
- ⑤ 個人のお客さまがみなし外国税額控除の外貨建て債券を保有している場合の利子は、利子所得として課税されますが、みなし外国税額控除の適用により、みなし外国源泉税を控除したとして差額徴収となります。

(8) 新興国通貨建て債券の場合の留意点

- ① 外貨建て債券が新興国通貨建ての場合、一般的に、当該新興国の政治、経済、社会情勢および制度、政策、規制等が変化する可能性が高いと考えられます。また、特に通貨制度に関しては、政府の厳しい管理下にある場合があり、制度の変更などにより当該通貨の為替レートおよび金利の変動幅は、米ドルやユーロ等の先進国通貨の変動幅よりも大きくなる可能性があります。これらの要因により、当該債券の価値および償還(売却)金が大きく投資元本を割り込んだり、中途売却が困難になる場合があります。
- ② 外貨建て債券が新興国通貨建てで、当該新興国が休日である場合、もしくは突発的な事情が発生した場合等は、当該新興国通貨の為替取引が成立しないもしくは取引が極めて少ない等の事情により、お取引が出来ない場合もしくは制限される場合があります。また、当該新興国以外の国が休日の場合でもお取引ができない場合があります。

(9) その他の留意点

外貨建て債券には、法令等の改正、災害・戦争等の発生等により、当該債券の継続が困難になった場合や、発行者等が当該債券をヘッジする目的で保有するポジションが、合理的な努力を尽くしても維持することが困難(ヘッジコストの増加を含む)になった場合に、発行者の裁量または計算代理人の判断により、計算代理人の算定する時価によって期限前償還されるものがあります。

2. 企業内容の開示について

国内において募集・売出し等の届出が行われていない外貨建て債券については、我が国の金融商品取引法に基づいた企業内容の開示は行われておりませんのでご留意ください。

3. 外貨建て債券のお取引は、クローリング・オフの対象にはなりません

外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

外貨建て債券に関する租税の概要

<個人のお客さまに対する外貨建て債券(一部を除く)の課税は、原則として以下によります。>

- ・ 外貨建て債券の利子(為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 外貨建て債券の譲渡益及び償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

<法人のお客さまに対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。>

- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客さまが一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 国外で発行される外貨建て債券(一部を除く。)の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。
詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 振替債(我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預りが行われる場合は、以下によります。

- ・ 国外で発行される外貨建て債券のお取引に当たっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引に当たっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただけます。
- ・ ご注文に当たっては、売買の種類、銘柄、売り買いの別、数量、価格、決済(円貨・外貨)等注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示しただけなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

その他留意事項

日本証券業協会のホームページ(<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>)に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

【別表】

適用為替

この適用為替表は営業店でお取引をされた場合の適用為替スプレッドの上限です。

通貨	基本為替スプレッド	大口為替スプレッド
米ドル ユーロ スイスフラン	10万外貨未満	10万外貨以上30万外貨未満
	基準為替レート±50銭	基準為替レート±25銭
豪ドル ニュージーランドドル カナダドル 英ポンド	15万外貨未満	15万外貨以上50万外貨未満
	基準為替レート±100銭	基準為替レート±50銭
香港ドル	70万外貨未満	70万外貨以上700万外貨未満
	基準為替レート±15銭	基準為替レート±5銭
南アフリカランド	80万外貨未満	80万外貨以上800万外貨未満
	基準為替レート±30銭	基準為替レート±15銭
メキシコペソ	120万外貨未満	120万外貨以上1200万外貨未満
	基準為替レート±20銭	基準為替レート±10銭
シンガポールドル	15万外貨未満	15万外貨以上150万外貨未満
	基準為替レート±80銭	基準為替レート±40銭
トルコリラ	20万外貨未満	20万外貨以上
	基準為替レート±150銭	基準為替レート±125銭
ブラジルリアル	20万外貨未満	20万外貨以上
	基準為替レート±150銭	基準為替レート±125銭
中国元	100万外貨未満	100万外貨以上
	基準為替レート±30銭	基準為替レート±20銭
ロシアルーブル	300万外貨未満	300万外貨以上
	基準為替レート±9銭	基準為替レート±6銭
インドルピー	600万外貨未満	600万外貨以上
	基準為替レート±6銭	基準為替レート±4銭

(注)

- ・ 上記の適用は、原則として個別約定ごとの約定金額(数量×単価)により判定します。
- ・ 外貨で支払われた利金、償還金等を円貨にする場合のスプレッドは、原則として本表に基づき、取引金額(現地税引き後の外貨受渡金額)によって判定します。ブラジルリアル、インドルピーの利金および償還金については、発行者が別途定めるレートで円に交換して円で支払いますので、上記は適用されません。
- ・ 本表に記載する金額を超える場合、または本表に記載のない通貨の取扱いは、別途営業店までお問い合わせください。
- ・ 複数約定を合算した数量が、大口為替スプレッドの適用金額となる場合は、一括して円に振替えることで、大口為替スプレッドの適用を受けることができます。ただし為替レートは変動するため、振替のタイミングにより必ずしも有利になるとは限りません。
- ・ 預り口座内で外貨を他の外貨に振替える場合、外貨から円貨および円貨から他の外貨への振替にかかる為替スプレッドの合計から50%減免します。

- 為替レートは当社が円貨決済の処理を行う日の為替レートが適用されます。外貨建て債券の売却代金を直接円貨で受領する場合は、約定日の為替レートが適用されます(下表A)が、一旦外貨で受領した後に円貨決済を行う場合は、原則として円貨決済を申し込まれた日の為替レートが適用されます(下表B)。

<レート適用の例示(約定日+3 が受渡日の商品を売却する場合)>

	約定日	約定日+1	約定日+2	受渡日以降
A	為替適用	—	—	—
B	—	—	為替適用可	為替適用可

A = 直接円貨決済を行う場合 B = 一旦外貨で受領した後に円貨決済を行う場合

- 当該外貨を購入する場合は基準為替レートにスプレッドを+ (プラス) し、売却する場合は基準為替レートにスプレッドを- (マイナス) いたします。ただし、上記スプレッドはそれぞれ、最大値を表示しております。
- 基準為替レートは、外国為替市場の動向により変化するため、また、取引内容により異なるため表示できません。
- 基本為替スプレッドや大口為替スプレッドの適用金額は、将来、変更される可能性があります。

以 上

新規公開株式の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、新たに金融商品取引所に上場される株式(以下「新規公開株式」といいます。)のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 新規公開株式のお取引は、主に募集又は売出しの取扱い等により行います。
- 新規公開株式は、国内外の事業会社が発行する株式であり、金融商品取引所への上場後は、株式相場の変動や当該事業会社等の信用状況に対応して価格が変動すること等により、元本損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。
- 新規公開株式が新興市場銘柄(※)の場合、新興市場銘柄が、既存市場とは異なる上場審査基準・上場廃止基準が設けられており、一般の上場会社と比較して設立後間もない会社が多いため、事業内容に新規性があるものの、未だ収益基盤が確立されていないことなどにより、財務体質が脆弱な会社があります(信用リスク)。また小規模の会社であることが多いため、株式の流動性が小さく価格が一方に大きく変動することがあります。また、換金性が低くなることもあります(流動性リスク)。

手数料等諸費用について

- ・ 新規公開株式を購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

金融商品市場における相場その他の指標に係る変動等により損失が生じるおそれがあります

- ・ 新規公開株式のお取引に当たっては、株式相場等の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって、損失が生じるおそれがあります。

新規公開株式の発行者(保証会社を含みます。以下同じ。)の業務又は財産の状況の変化等によって損失が生じるおそれがあります

- ・ 新規公開株式の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって、損失が生じるおそれがあります。

新規公開株式のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 新規公開株式のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

※新興市場とは一般的に、今後の成長・拡大が期待される事業や新たな技術・発想に基づく事業を行う高い成長性を秘めた企業に直接金融による早期の資金調達の途を確保し、企業の一層の飛躍を促す市場として各金融商品取引所が開設している市場のことを指します。(2018年5月31日現在、東京証券取引所「マザーズ」、JASDAQ、名古屋証券取引所「セントレックス」、福岡証券取引所「Q-Board」及び札幌証券取引所「アンビシャス」市場を指します。《市場新設、再編等であらたに新興市場と指定する場合もあります。》)

新規公開株式に係る金融商品取引契約の概要

当社における新規公開株式のお取引については、以下によります。

- ・ 新規公開株式の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 新規公開株式の売出し

金融商品取引契約に関する租税の概要

新規公開株式の募集又は売出しに際して課税はされません。上場後の株式に係る課税は次のとおりです。

<個人のお客さまに対する上場株式の課税は、以下によります。>

- ・ 上場株式の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 上場株式の配当金は、原則として、配当所得として申告分離課税の対象となります。
- ・ 上場株式の配当、譲渡損益は、他の上場株式等(特定公社債等を含みます。)の利子、配当、及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

<法人のお客さまに対する上場株式の課税は、以下によります。>

- ・ 上場株式の譲渡による利益及び配当金については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。
- ・ また、上場株式の譲渡による損失については、法人税に係る所得の計算上、損金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において新規公開株式のお取引や保護預りが行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引に当たっては、保護預り口座または外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部(前受金)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金をお預けいただけます。
- ・ ご注文いただいた新規公開株式のお取引が成立した場合には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

以 上

新規上場の転換社債型新株予約権付社債の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、新たに金融商品取引所に上場される転換社債型新株予約権付社債(以下「新規転換社債」といいます。)のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 新規転換社債のお取引は、主に募集の取扱いにより行います。
- 新規転換社債は、一定期間内であれば、「転換価格」で発行会社の株式に転換することができる権利がついている社債です。金融商品取引所への上場後は、金利水準の変化や株式相場等の変動、また、当該発行会社等の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料等諸費用について

- ・ 新規転換社債を購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・ 新規転換社債の転換時には手数料が発生する場合があります。

金融商品市場における相場その他の指標に係る変動等により損失が生じるおそれがあります

- ・ 新規転換社債のお取引に当たっては、金利水準の変化や株式相場等の変動に伴い、上場後の新規転換社債の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 新規転換社債の転換に伴って交付される株式の価格や評価額が変動することによって、転換後の株式の価格や評価額が新規転換社債の当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

新規転換社債の発行者(新規転換社債の元利金の支払いを保証している保証会社を含みます。以下同じ。)の業務又は財産の状況の変化等によって損失が生じるおそれがあります

- ・ 新規転換社債の発行者の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場後の新規転換社債の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 新規転換社債の発行者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。
- ・ 新規転換社債のうち、主要な格付機関より「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度はより高いといえます。

新規転換社債に付与されている新株予約権については、権利を行使できる期間に制限があります

- ・ 新規転換社債に付与されている新株予約権については、権利を行使できる期間に制限があります。権利を行使できる期間が終了したことにより、上場後の新規転換社債の価格が変動することによって損失が生じる場合があります。

新規転換社債を額面より高い発行価格で購入し償還まで保有し続けた場合は、償還差損が生じます

新規転換社債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 新規転換社債のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

新規転換社債に係る金融商品取引契約の概要

当社における新規転換社債のお取引については、以下によります。

- ・ 新規転換社債の募集又は私募の取扱い

金融商品取引契約に関する租税の概要

新規転換社債の募集又は私募に際して課税はされません。上場後の転換社債に係る課税は次のとおりです。

<個人のお客さまに対する上場転換社債の課税は、以下によります。>

- ・ 上場転換社債の譲渡及び償還による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 上場転換社債の利子は、原則として、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- ・ 上場転換社債の利子、譲渡損益及び償還損益は、他の上場株式等(特定公社債等を含みます。)の利子、配当、及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

<法人のお客さまに対する上場転換社債の課税は、以下によります。>

- ・ 上場転換社債の利子、売却又は償還により発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。
- ・ また、上場転換社債の売却又は償還により発生する損失については、法人税に係る所得の計算上、損金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において新規転換社債のお取引や保護預りが行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引に当たっては、保護預り口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部(前受金)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金をお預けいただけます。
- ・ ご注文いただいた新規転換社債のお取引が成立した場合には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

以上

新規上場の不動産投資信託証券(R E I T)の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、新たに金融商品取引所に上場される不動産投資信託証券(R E I T)(以下「新規R E I T」といいます。)のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 新規R E I Tのお取引は、主に募集又は売出しの取扱い等により行います。
- 新規R E I Tは、不動産等に投資するために設立された法人である投資法人が、不動産等を保有し、運用した収益(賃料収入や売却益)を投資家に分配する金融商品です。金融商品取引所への上場後は、不動産市場の変動、金利水準の変化や株式相場等の変動、また、当該投資法人等の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料等諸費用について

- ・ 新規R E I Tを購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

不動産市場における相場その他の指標に係る変動等により損失が生じるおそれがあります

- ・ 新規R E I Tのお取引に当たっては、不動産価格の変動、不動産等から得られる賃貸料収入等の変動、自然災害等の予測不可能な偶発事象等による保有不動産の滅失・毀損・劣化等に伴い、上場後の新規R E I Tの価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

金融商品市場における相場その他の指標に係る変動等により損失が生じるおそれがあります

- ・ 金利水準の変化や株式相場等の変動に伴い、上場後の新規R E I Tの価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

投資法人(保証会社を含みます。以下同じ。)の業務又は財産の状況の変化等によって損失が生じるおそれがあります

- ・ 新規R E I Tの発行会社である投資法人の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場後の新規R E I Tの価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 新規R E I Tの発行会社である投資法人の信用状況の悪化により、倒産手続や清算が行われる場合において、投資金額の回収は、投資法人のすべての債権者に対する弁済後の残余財産の分配のみとなるため、購入対価の全部又は一部の回収ができなくなるおそれがあります。

法制度の変更により損失が生じるおそれがあります

- ・ 不動産等に係る法制度(税制、建築規制等)の変更による不動産等の価格の変動に伴い、上場後の新規R E I Tの価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

新規REITに係るその他の損失が生じるおそれについては目論見書をご確認ください

新規REITのお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 新規REITのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

新規REITに係る金融商品取引契約の概要

当社における新規REITのお取引については、以下によります。

- ・ 新規REITの募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 新規REITの売出し

金融商品取引契約に関する租税の概要

新規REITの募集又は売出しに際して課税はされません。上場後のREITに係る課税は次のとおりです。

<個人のお客さまに対する上場REITの課税は、以下によります。>

- ・ 上場REITの譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 上場REITの分配金は、原則として、配当所得として申告分離課税の対象となります。
- ・ 上場REITの分配金、譲渡損益は、他の上場株式等(特定公社債等を含みます。)の利子、配当、及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

<法人のお客さまに対する上場REITの課税は、以下によります。>

- ・ 上場REITの譲渡による利益及び分配金については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。
- ・ 上場REITの売却による損失は、法人税に係る所得の計算上、損益の額に算入されます。
- ・ 上場REITの分配金は、配当の益金不算入の適用はありません。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において新規REITのお取引や保護預りが行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引に当たっては、保護預り口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部(前受金)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金をお預けいただけます。
- ・ ご注文いただいた新規REITのお取引が成立した場合には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

以 上

当社の概要（2018年5月31日現在）

当社の商号等： 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
金融商品取引業者
関東財務局長（金商）第2336号
本店所在地： 〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
加入協会： 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関：特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金： 405億円
主な事業： 金融商品取引業
設立年月日： 2009年12月1日
連絡先： お取引のある部店までご連絡ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

お客さま相談室：03-6742-4900（受付時間 平日9:00～17:00）
※ お客さま相談室では、お手続き、ご注文、株価照会、商品内容の詳しいご説明、投資相談はお受けできませんのでご了承ください。

お問合せ窓口

お客さま相談室：0120-583-703（受付時間 平日9:00～17:00）

金融ADR制度のご案内

- 「金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」とは、お客さまと金融機関との紛争について、裁判手続以外の方法で迅速な解決を目指す制度です。
- 裁判手続に比べ短時間・低コストで、中立・公正な専門家を擁する金融ADR機関（指定紛争解決機関）が、当事者間の話し合いによる解決に努めます。
- 当社における株式や投資信託等の取引に関する苦情・紛争の解決につきましては、金融商品取引法に基づく指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（略称：FINMAC（フィンマック）」をご利用いただくことができます。
- 裁判手続は事実関係の認定や判決等の内容に一定の強制力を有していますが、金融ADR制度は紛争当事者双方の話し合いにより解決を目指す制度のため、お客さまと金融機関の双方の歩み寄りが見られない場合には不調に終わる（和解できない）場合があります。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（受付時間 平日：9:00～17:00）

※ FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

以下は、同法に基づいた無登録格付業者に関する説明です。

1. 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

2. 無登録の格付会社の例について

格付情報を付与している格付会社のうち、下記の格付会社グループは金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けておりません。

【S&Pグローバル・レーティング】

- 格付会社グループの呼称について
S&Pグローバル・レーティング
- 同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号
同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。
S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)
- 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について
S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ
(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」
(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されております。

- 信用格付の前提、意義及び限界について

S&Pグローバル・レーティングの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却又は保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&Pグローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質及び量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&Pグローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジェンス又は独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

【ムーディーズ】

- 格付会社グループの呼称について
ムーディーズ・インベスターズ・サービス
- 同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号
同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。
ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)

- ・ 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について
ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。
- ・ 信用格付の前提、意義及び限界について
ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下、「ムーディーズ」といいます。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

【フィッチ・レーティングス】

- ・ 格付会社グループの呼称について
フィッチ・レーティングス
- ・ 同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号
同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)
- ・ 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.com/site/japan>)の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」セクションにある「格付付与方針等」に掲載されております。
- ・ 信用格付の前提、意義及び限界について
フィッチ・レーティングス(以下、「フィッチ」といいます。)の格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。
フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。
信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成30年5月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

以 上



本書面集の内容は2018年5月31日時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。